

京都市告示第 460 号

京都市水路等管理条例第 2 条の規定に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 3 月 16 日

京都市長 門川 大作

(指定水路)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	羽束師水5058号	伏見区羽束師鴨川町314-2地先 伏見区羽束師鴨川町305-1地先
2	羽束師水5059号	伏見区羽束師菱川町170-1地先 伏見区羽束師菱川町176-2地先
3	羽束師水5060号	伏見区羽束師古川町381地先 伏見区羽束師古川町371地先
4	羽束師水5061号	伏見区羽束師菱川町339-2地先 伏見区羽束師菱川町339-1地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)